

令和7年10月28日

監視指導課
電話：092-643-3395
内線：3583
担当：吉瀬、兒玉

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

産業廃棄物収集運搬業者である(有)エステート・アサヒは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の交付^{※1}を受けずに産業廃棄物の引渡しを受け^{※2}収集運搬を行ったことから、法第14条の3の規定に基づき、本日、行政処分（事業の停止命令）を行いましたのでお知らせします。

- ※1…排出事業者は、産業廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、産業廃棄物管理票（以下、「管理票」という。）を交付しなければならない。（法第12条の3第1項）
- ※2…運搬受託者は、管理票の交付を受けていないに関わらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。（法第12条の4第2項）

1 事業者名等

事業者名：有限会社エステート・アサヒ
代表取締役 合原 繁子（ごうはら しげこ）
所在地：福岡市南区大楠二丁目11番23号エステートアサヒビル

2 本県の許可

産業廃棄物収集運搬業

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の全部停止
停止期間：令和7年10月29日から11月27日まで（30日間）

4 処分の理由及び根拠

有限会社エステート・アサヒは、令和2年4月6日から令和7年1月7日までに少なくとも84回にわたり、管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた。
当該行為は、法第12条の4第2項に違反する。このことは、法第14条の3第1号「違反行為をしたとき」に該当する。

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

法第12条の3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項及び第二項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

法第12条の4

2 前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。ただし、次条第一項に規定する電子情報処理組織使用義務者又は同条第二項に規定する電子情報処理組織使用事業者から、電子情報処理組織を使用し、同条第一項に規定する情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者にあっては、この限りでない。

法第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。